

与論町告示第46号

与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業実施要綱を次のように定めた。

平成27年6月18日

与論町長 南 政吾 印

与論町重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助金支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重度障がい者（児）が与論町外の医療機関に通院する際の旅費の一部を町が助成し、家族等の経済的負担を軽減することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）障がい者（児）とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けているものをいう。

（2）家族等とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項に規定する配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人と通院している障がい者（児）の3親等以内の親族をいう。

（支給要件）

第3条 町長は、障がい者（児）及び家族等が与論町に住所を有し、かつ与論町に居住し、障がい者（児）が島外医療機関に通院するに至ったとき、その家族等に旅費の補助を行うものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金は、年6回を限度とし（当該年度の4月1日から翌年3月31日まで）、1回あたりの支給額は実費の半額とし、障がい者（児）が奄美群島又は沖縄県の医療機関に通院するときは、20,000円を上限とし、奄美群島、沖縄県以外の医療機関に通院するときは、100,000円を上限とする。

（喪失の時期）

第5条 障がい者の家族等は、次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。

- （1）当該医療機関に通院していた障がい者（児）が死亡したとき。
- （2）障がい者（児）が当該医療機関への通院の必要がなくなったとき。
- （3）障がい者（児）の家族等が与論町に居住しなくなったとき。
- （4）障がい者（児）の家族等が与論町に住所を有しなくなったとき。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。